

都市農業について

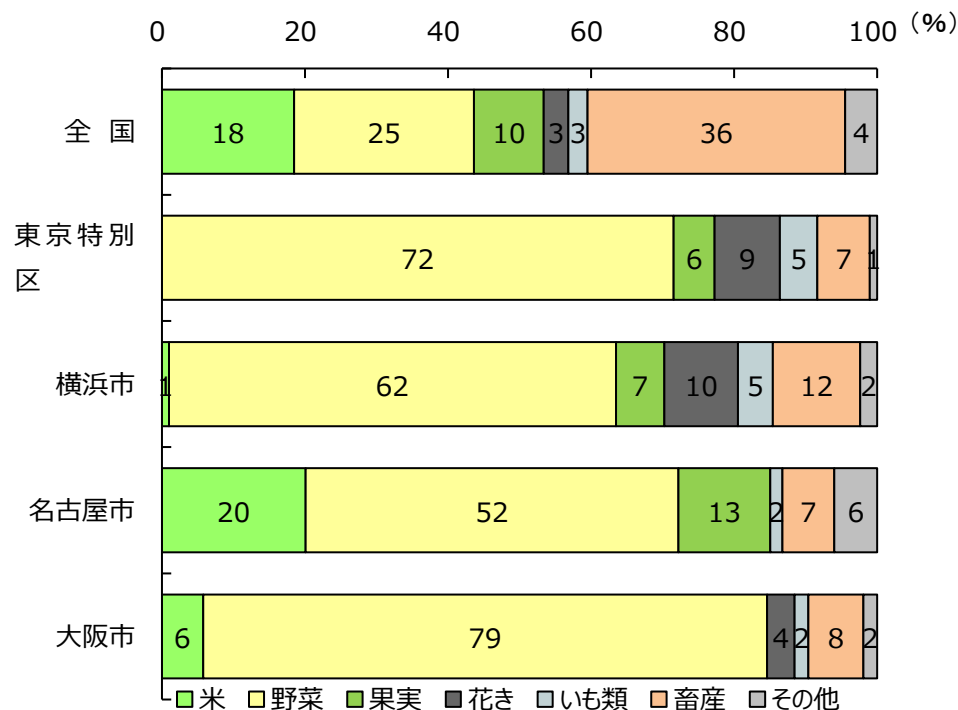
1 農業経営の状況

- 市街化区域内農地は**全農地の1.4%**程度ですが、都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行っており、**販売金額（農業産出額）は6.7%**となっています。
- 都市部にはまとまった農地が少ないこと等から、個々の**経営面積は一般的に小さい**ですが、温室等の施設を利用し年に数回転の野菜生産を行うことなどにより、**消費地に近いという条件を活かした農業が展開**されています。

○都市農業に関連する指標

	農家戸数	農地面積	販売金額（推計）
全 国	1 0 7.5 万 経営体	4 3 2.5 万ha	8 兆 8 , 3 8 4 億円
都市農業 (対全国比)	1 3 . 3 万経営 体 (1 2.4%)	6.0 万ha (1.4%)	5,8 9 8 億円 (6.7%)
		うち生産緑地 1.2 万ha (0.3%)	

○主要都市における農産物の部門別農業産出額の割合



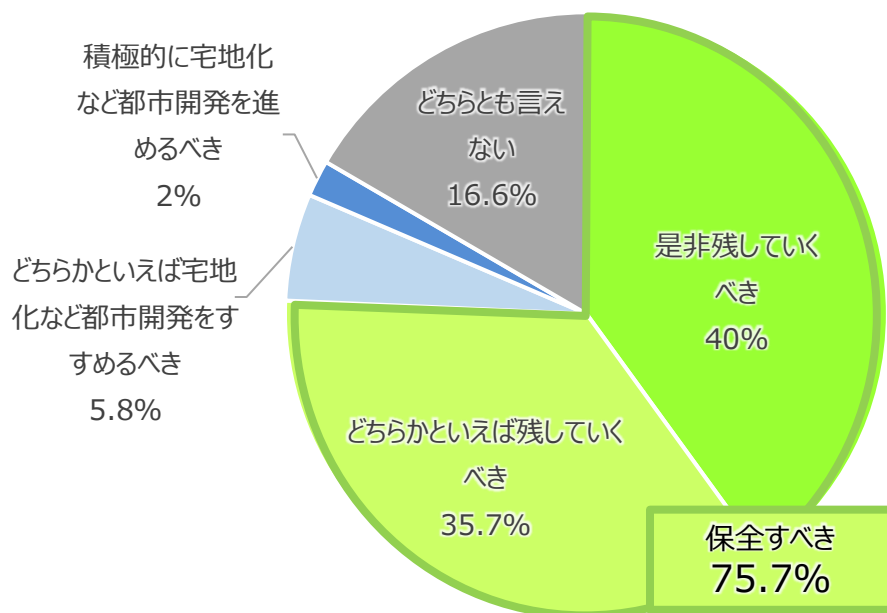
資料：全国の数値は「2020農林業センサス」、農地面積は「耕地面積統計」(令和4年)、「農業産出額調査（令和3年）」による。
都市農業の数値は「固定資産の価格等の概要調査(令和3年)」、「都市計画現況調査(令和3年)」、東京都及び全国農業会議所調べ（令和元年）を用いた推計。

資料：農林水産省「生産農業所得統計（令和2年）」
「令和2年市町村別農業産出額（推計）」

2 住民や地方自治体の農地保全等に関する意向

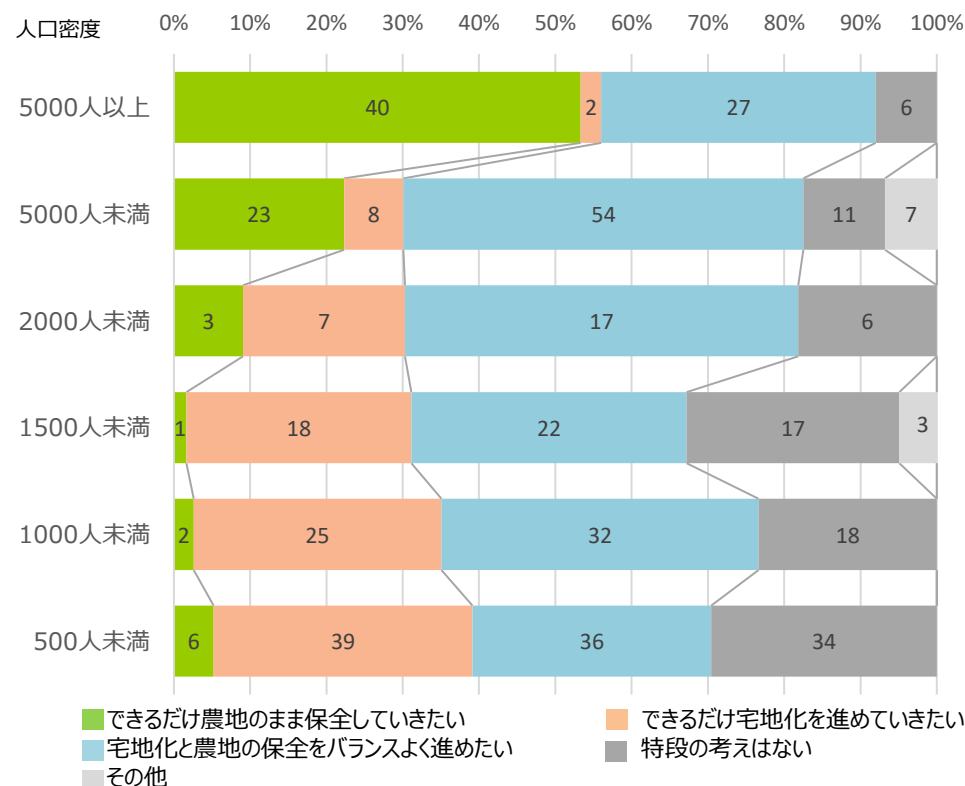
- **都市住民**を対象とした各種のアンケート調査においては、都市農業の多様な役割を評価し、**都市農地の保全を求める意見が多数**。
- 都市部市区町村（行政）を対象としたアンケート調査においては、**人口密度が1km²当たり5,000人を超えるような大都市の自治体は都市農地を保全すべきとの意向が顕著**である一方、**小規模な市町村は、消極的な意見が多くなっています**。

○住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方
[三大都市圏特定市の住民を対象]



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」
(三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に令和4年10月に実施したWEBアンケート)

○都市部市区町村（行政）の都市農地保全政策に対する意向



資料：農林水産省都市農村交流課調べ（市街化区域内に農地のある市区町村の農政担当部局へのアンケート調査。回答数466自治体）（令和2年度）

3 都市農地の保全に向けた対応

- 市街化区域内にあって「**保全する農地**」と区分された農地は、平成3年以降、**生産緑地地区として指定**され、生産緑地法に基づき長期間農地としての管理が求められることになりました。これにより、市街化区域内にあって生産緑地については、**効用が短期なものに限定せず農業施策を実施**できるようになりました。

○ 生産緑地法の概要

○ 生産緑地地区の指定要件

- ① 良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500㎡以上の規模の区域（市区町村の条例で300㎡まで引下げ可）
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの

○ 行為の制限、土地の買取り申出等

- ① 使用収益権者に農地としての管理を義務づけ
- ② 農林漁業を営むために必要となる施設の設置等に限り建築等が許可
- ③ 主たる従事者が死亡等の理由により従事することが出来なくなった場合、又は告示日から30年経過後、市町村長に買取り申出可能
- ④ 買取り申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかった場合、行為制限が解除

○ 特定生産緑地制度（平成30年4月1日施行）

- ① 生産緑地地区の指定から30年経過後は、所有者の同意を得て買取り申出時期を10年ごとに延長できる
- ② 特定生産緑地の指定は、生産緑地地区指定から30年を経過する前に申し出なければならない

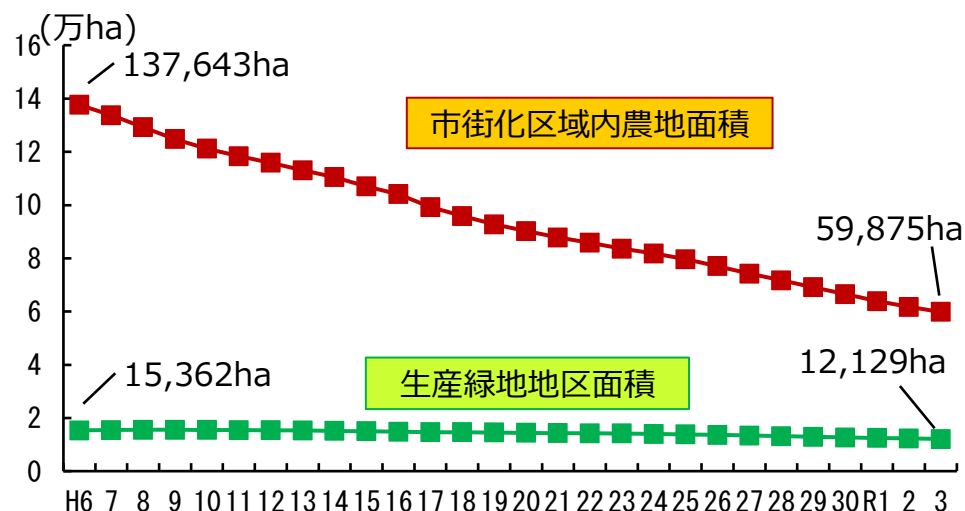
○ 市街化区域内農地の区分別面積（令和3年）

	三大都市圏 特定市	左以外の 都市	計	
生産緑地以外	9,574ha (16.0%)	38,172ha (64.0%)	47,746ha (80.0%)	当分の営農継続に必要な効果が短期な農業施策のみ実施
生産緑地	12,000ha (20.0%)	129ha (0.2%)	12,129ha (20.0%)	効用が短期なものに限定せず農業施策を実施可能
計	21,574ha (36.0%)	38,301ha (64.0%)	59,875ha (100.0%)	

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査（令和3年）」、国土交通省「都市計画年報（令和3年）」

注：「宅地化農地」は、市街化区域内の農地のうち生産緑地以外を指す。

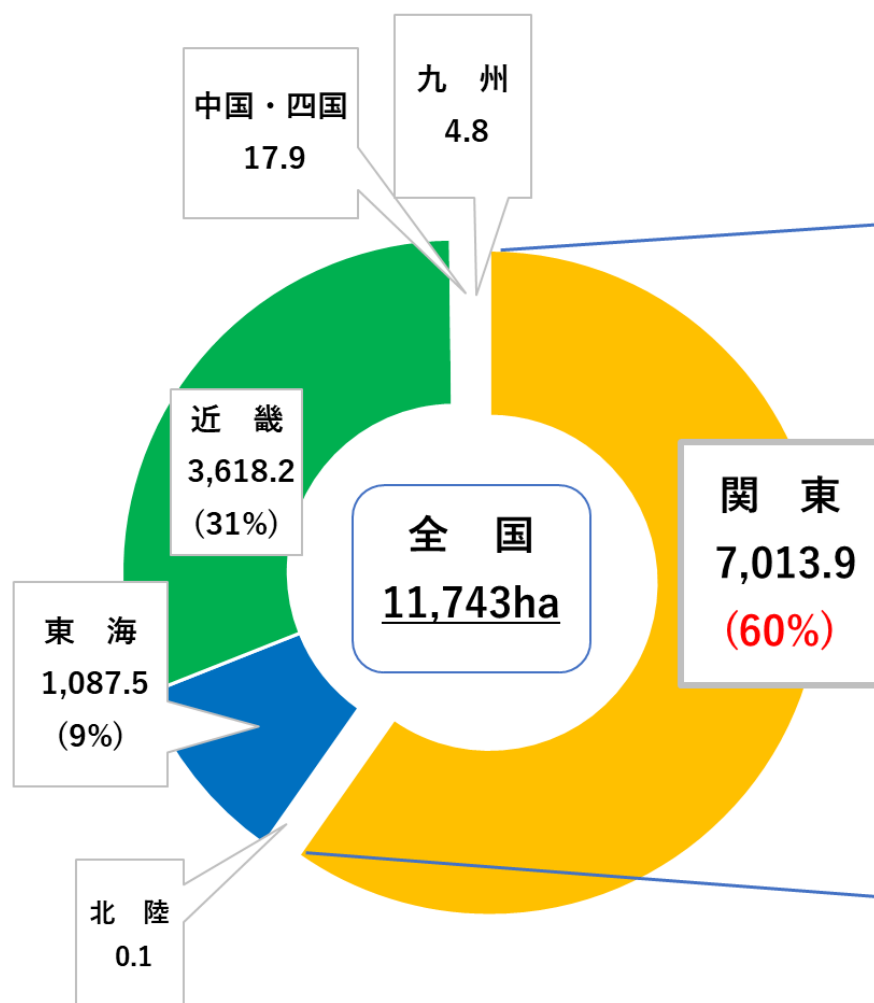
○ 市街化区域内農地面積の推移



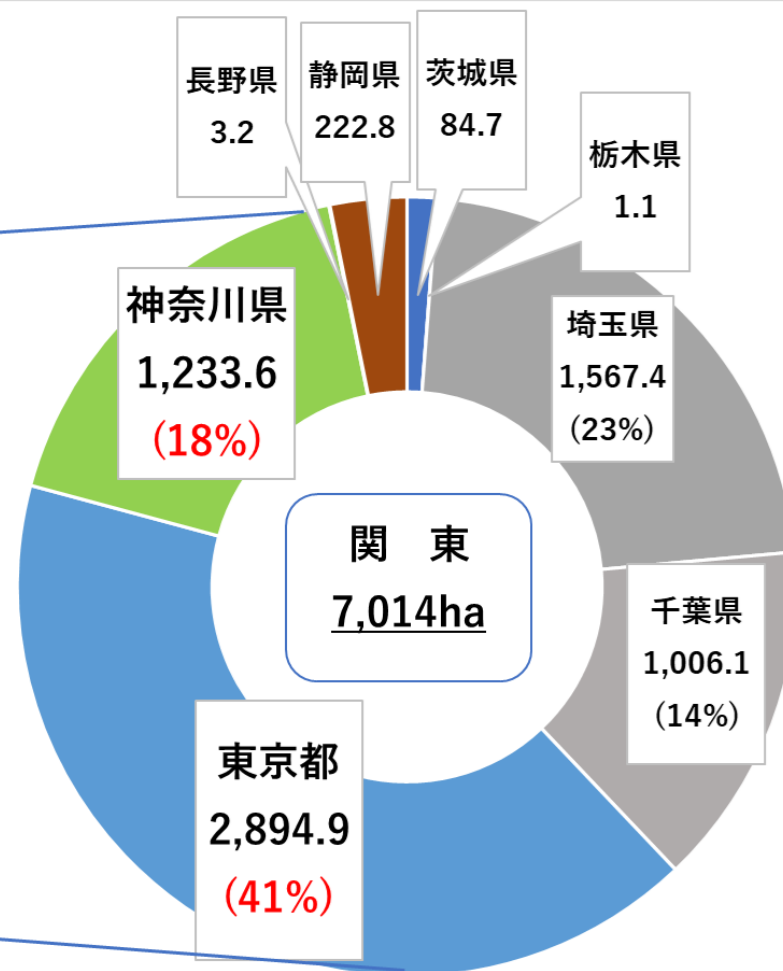
資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査（令和3年）」、国土交通省「都市計画年報（令和3年）」

4 生産緑地の指定状況

- 全国の生産緑地の指定面積は約11,743haで、関東管内で約6割（7,014ha）を占めています。
- 関東管内では、東京都（41%）、埼玉県（23%）、神奈川県（18%）の3都県で8割を占めています。



注：ブロックは、農林水産省の出先機関である地方農政局の管轄で区分したもの



資料：都市計画現況調査（令和4年12月末現在）

6 都市農業の多様な役割

- 都市農業は、①新鮮な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土・環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしています。

① 新鮮な農産物の供給



消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供等の役割

② 身近な農業体験・交流の場



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

③ 災害時の防災空間



火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

④ 心やすらぐ緑地空間



緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

⑤ 国土・環境の保全



都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割

⑥ 都市住民の農業への理解の醸成

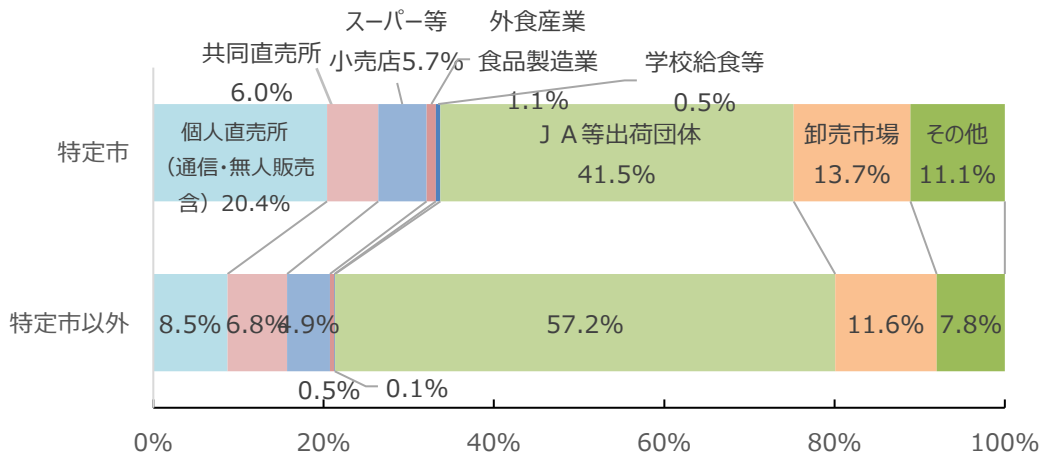


身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

(1) 新鮮な農産物の供給

○ 都市での農業生産は**野菜**を中心として、消費地の中で鮮度の高い農産物が生産され、生産された農産物は、消費地の中での生産という特性を生かし、農協・市場へ出荷されるだけでなく、直売所等でも販売されています。

○市場外流通の拡大



資料：全国農業会議所「都市農業経営体の実態調査（令和元年）」

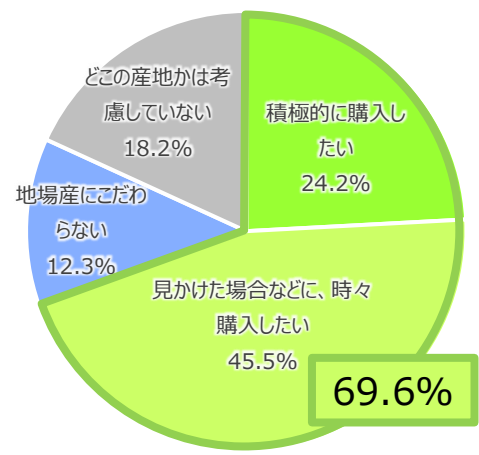
移動販売の様子



直売所の様子



○都市住民の地場産野菜の購入意思

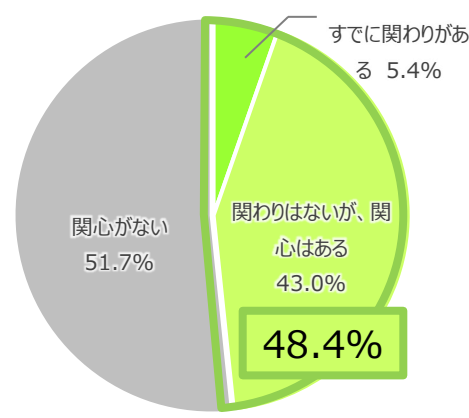


資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」（R4.10）

(2) 身近な農業体験・交流活動の場の提供

○ 農作業体験を希望する都市住民は多く、農地が減少する中においても**市民農園の開設は近年横ばい傾向**。また、農園主のきめ細かい指導の下で利用者が農業体験を行う「**農業体験農園**」も広がってきています。

○都市住民の市民農園や農業体験への関与意向



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」（R4.10）

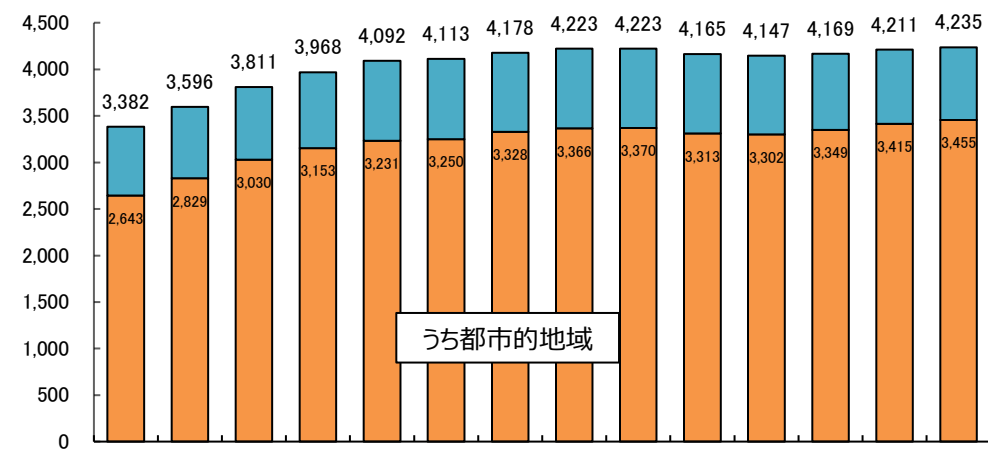
滞在型の市民農園



農園利用方式の市民農園



○市民農園の開設数の推移



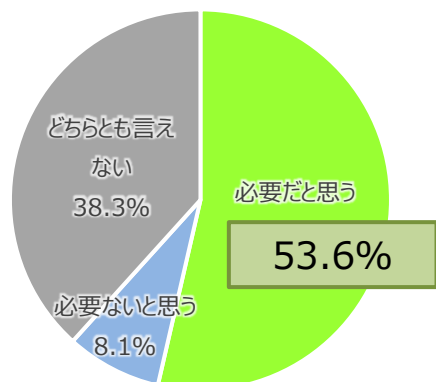
資料：農林水産省農村計画課調べ

うち都市的地域

(3) 防災空間の確保

- 建築物の密集する都市において、農地は**貴重な空き地**でもあり、火災時における**延焼の防止**や地震の際の**避難場所・仮設住宅建設用地**等として役割を果たしており、5割以上の都市住民も防災協力農地の取組が必要と考えています。
- このような機能に着目し、農家や農協、地方公共団体により**防災協力農地の協定締結**が進められています。

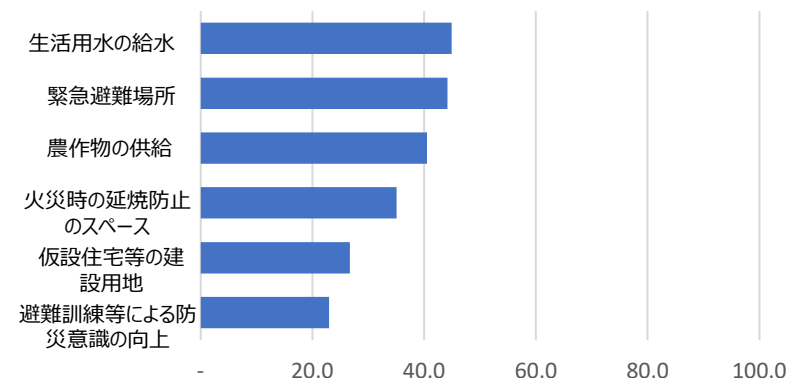
○防災協力農地の取組の必要性



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」(R3.7)



○防災協力農地に期待する役割

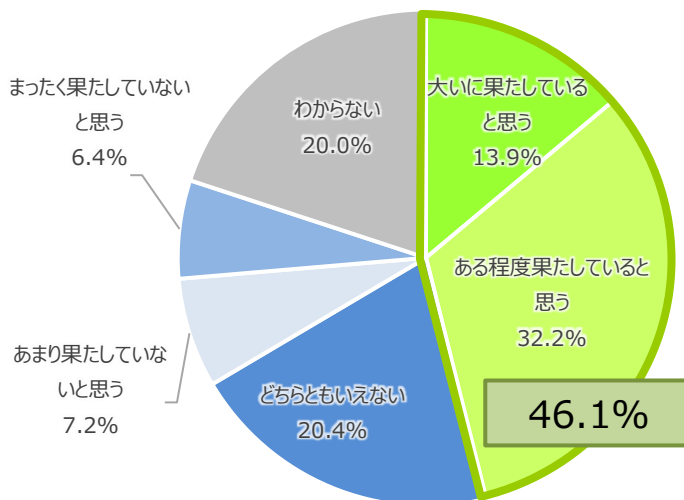


資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」(R4.1.0)

(4) やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供

- 都市農地は、市街地の中で**貴重な緑地空間、水辺空間**を提供しており、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割を果たしています。
- 住宅政策でも、**住宅の供給等を着実に進める際には、地域ごとの住宅需要を見極めるとともに、地域の実情に応じた都市農地の保全の在り方に留意する**との考え方が示されています。

○都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」(R4.10)



○住生活基本計画（全国計画） 平成28年3月18日閣議決定（抄）

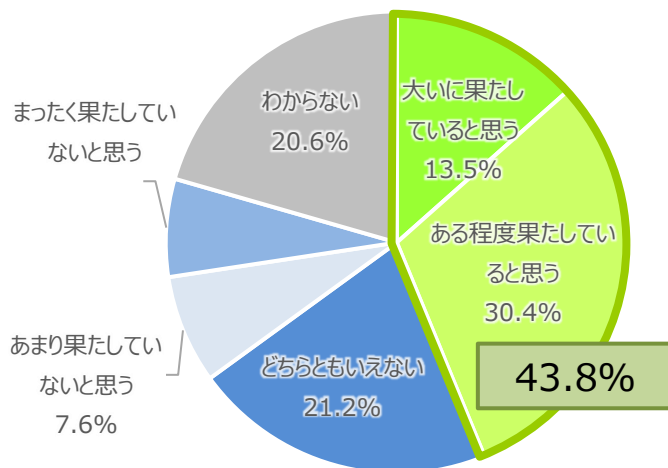
第3 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進 (1) 基本的な考え方

- ③住宅の供給等及び住宅地の供給を着実に進める必要。その際には、地域ごとの住宅需要を見極めるとともに、地域の実情に応じた都市農地の保全の在り方に留意することが必要。

(5) 国土・環境の保全

- 都市農地は、樹林地等とともに都市の緑を形成する主要な要素となっています。都市の緑は、**ヒートアイランド現象**（都市の中心部における高温地域の発生）の緩和、大雨の際の雨水の保水、地下水の涵養等により、**国土・環境の保全の役割**を果たしています。

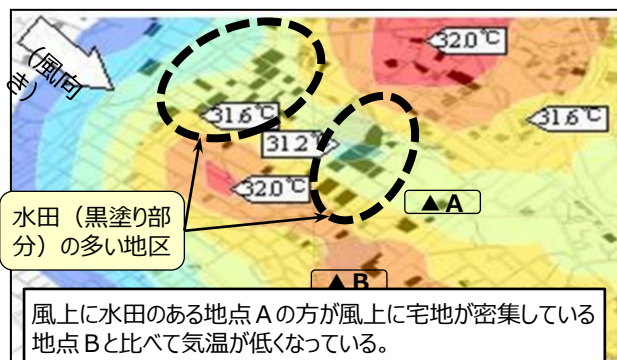
○都市農地の雨水の保水、地下水の涵養等の役割



保水機能を発揮した見沼田んぼ
(さいたま市、H25.10)
(写真提供：NPO法人 水のフォルム)

資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」(R4. 10)

○都市農地周辺のヒートアイランド現象の緩和効果

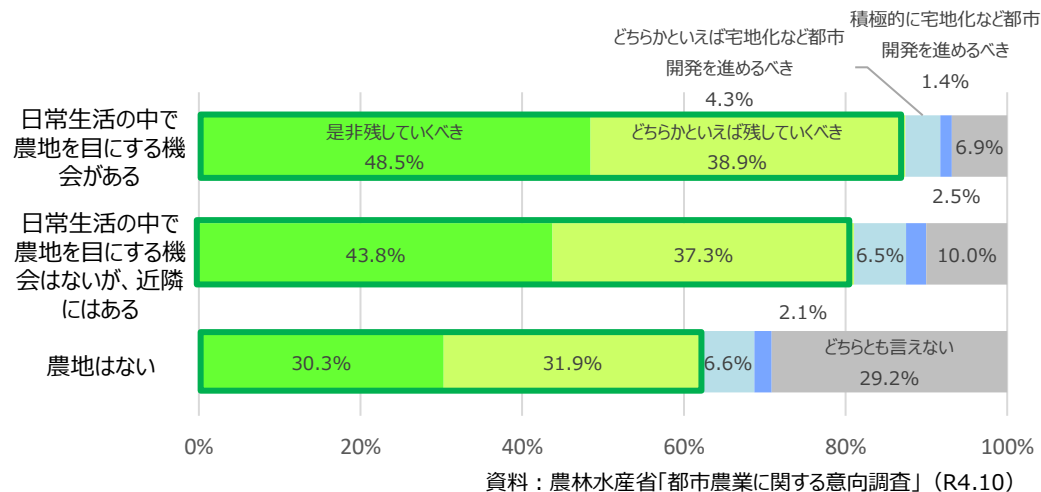


大阪府岸和田市における都市農地周辺の気温分布図(2004年8月11日午前11時)
出典：竹下伸一「都市農地がヒートアイランドにもたらす影響」環境技術Vol.35No.7(2006)

(6) 都市住民の農業への理解の醸成

- 農業・農地が身近に存在することで、都市住民が農業に触れる機会も増加するなど、都市農業にはこのような関わりを通じて**都市住民の農業への理解を醸成**する役割も期待されています。

○農地とのかかわりと農地保全に対する考え方



マルシェなどを通じた理解の醸成



市民農園などの農業体験を通じた理解の醸成



学校給食などの食育を通じた理解の醸成

7 都市農業者の取り組み事例

KOHARA FARM 小原 英行

東京都 江戸川区

自ら営業し学校給食用に出荷

☑伝統野菜 ☑直売 ☑都市農地貸借法

小原さんの農地は、瑞江駅から約1kmに位置し、周囲は住宅やアパート、学校が立ち並ぶ住宅街にあります。



経営面積

経営する農地面積：24a
うち市街化区域内：24a
(生産緑地：24a)

従業員数

家族：2人
非正規雇用：5人(パート雇用)

売上高

1000万円～
3000万円

栽培別内訳

施設 小松菜
(24a)

取組の特徴

- ◆ 3年前に父親から経営を継承し、小松菜を施設栽培。
- ◆ 年5～6作生産しており、主に学校給食用として提供。
- ◆ 収穫までにかかる日数は、夏場だと約40日、冬場だと約100日間。収穫するまでにかかった日数をスマートフォンに記録。経営継承後、3年間の記録が蓄積されたため、今では学校の長期休みを外すなど、収穫期に合わせた栽培計画が立てられるように。
- ◆ 減農薬栽培、ローテーション管理に取り組む。
防虫ネットの設置やドアの開け閉めにも注意するなどして、生産が難しい夏場でも安定して収穫。
- ◆ 区の補助金を活用して新たに井戸を掘り、災害時に近隣の方々に提供する協定を締結。



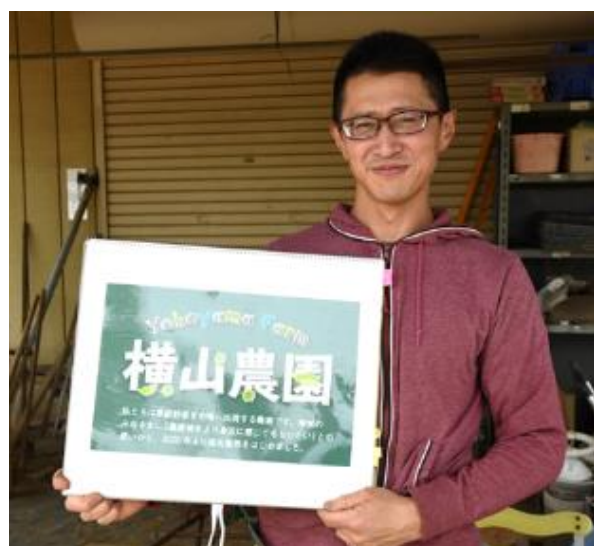
小松菜栽培の様子



SNSを活用し、近所の方と直接交流できる庭先販売を実践

☑少量多品目 ☑直売 ☑農業体験・市民農園

横山農園は、私鉄駅から約800mに位置し、周囲を戸建て住宅やマンションが密集している住宅地にあります。



経営面積

経営する農地面積：60a
うち市街化区域内：60a
(生産緑地：50a)

従業員数

家族：4人

売上高

～1000万円

栽培別内訳

露地 季節野菜約20種類
(50a) 菜花、わけねぎ等
施設 えだまめ、とうもろこし
(10a)



取組の特徴

- ◆ 5月中旬から11月の間に、週2回、自宅の庭先で採れたての野菜を販売。
- ◆ 庭先販売で主に販売しているのは、えだまめととうもろこしを中心とした10種類の季節野菜。お客さんに長い期間買ってもらえるよう、施設栽培や作付け時期を工夫、えだまめは5月中旬～10月の約半年間、とうもろこしは年3回（①5月中旬～7月末、②お盆、③10月～11月）の提供。
- ◆ 不定期開催ですが、近所子ども達と保護者の方を対象とした収穫体験を実施。
- ◆ 11月から3月の間は、市場への出荷をメインとする伝統野菜を栽培。足立区では、料理に添えて季節感や見た目の美しさを演出する「ツマモノ」と呼ばれる野菜の栽培が昔から盛んであり、味噌に使われる芽かぶと菜花の栽培。



 「東京産オリーブオイル」に挑戦！

☑直売 ☑加工

三鷹市は、市全域が市街化区域に指定されており、須藤さんの農地は、JR駅から約4.5kmの中央自動車道沿いに位置し、三鷹市で最大の農地を代々引き継いでいます。



経営面積

経営する農地面積：3ha

 うち市街化区域内：3ha
 （生産緑地：3ha）

従業員数

家族：2人

売上高

～1000万円

栽培別内訳

露地

植木30～40種類

トキワマンサク、オリーブなど

その他

加工品

柑橘ジャム、
オリーブオイル等
 取組の特徴

- ◆三鷹市で最大面積を誇る3haの農地で、トキワマンサク、ギンバイカ、フェイジョア、オリーブなどを中心に、年間約30～40種類の植木を栽培。
- ◆生産した植木の多くは、住宅や街路樹の緑として用いられているほか、催事やイベント等に利用。一般の方向けには、JA東京むさし三鷹緑化センターの直売所で販売。
- ◆4～5年前から、柑橘類の植木から採れる果実を活用し、ジャムに加工して販売。自社HP上のオンラインショップで販売、JA直売所や近隣のカフェ等にも取り扱っていただき、年間に約2,000個売り上げ。
- ◆昨年から、東京都農林水産振興財団のチャレンジ農業支援事業の助成金を活用し、オリーブオイルの搾油施設を建設。



市民農園について

市民農園とは、サラリーマン家庭や都市住民の方々が、レクリエーションや生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいいます。このような農園はヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツでは「クラインガルテン（小さな庭）」と呼ばれています。

市民農園のほか「ふれあい農園」や「農業体験農園」などいろいろな愛称で呼ばれています。

1. 市民農園の開設方法

市民農園の開設には次の方式があり、方式・施設整備の有無により開設の手続が異なります。

貸付方式

利用者に農地を貸す方式です。

原則として、特定農地貸付法※1（生産緑地は都市農地貸借法※2も活用可能。）の手続が必要です。



農園利用方式

利用者に農地を貸さず、園主の指導の下で利用者が継続的に農作業を行う方式です。

利用者への農地の権利の設定・移転を伴わないため、農地法等の手続は必要ありません※3。

ただし、開設に当たり、農地の権利を取得する場合には、農地法等の手続が必要です。



市民農園の施設

農地に農機具庫や休憩施設等の施設を設置する場合、市民農園整備促進法の手続をとれば、特定農地貸付法（又は都市農地貸借法）の手続と当該施設整備に必要な農地法の農地転用の手続が不要となるほか、都市計画法の特例も受けることができます。

なお、市民農園整備促進法の手続をとらず、個別に農地転用の手続をとって施設を整備することもできます。



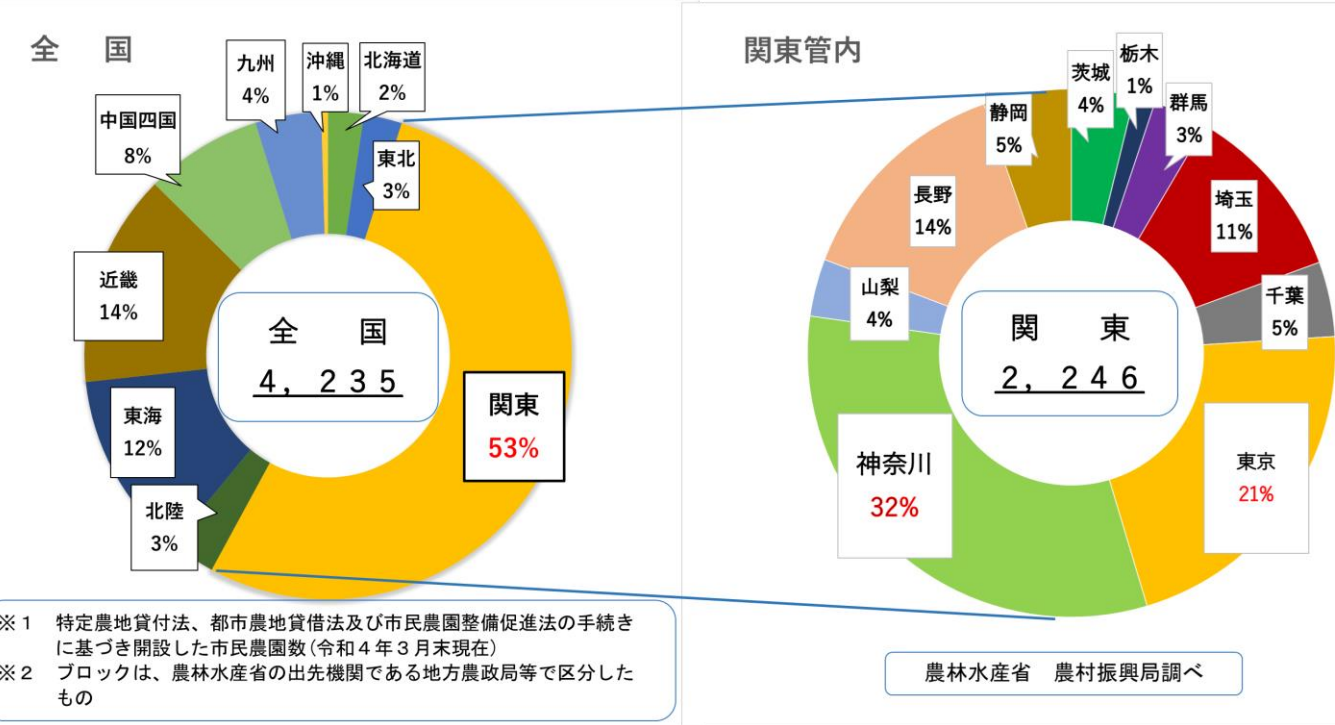
※1 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）

※2 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）

※3 農地への権利の設定や移転を伴わないため、農地法等の手続は不要。

2. 市民農園の開設状況

- 全国（4,235）のうち、**関東管内で53%**を占めています。
- 関東管内では、**東京都（21%）、神奈川県（32%）**の2都県で**半数**を占めています。



- **特定農地貸付法**による開設が**87%**、市民農園整備促進法による開設が**11%**を占めています。
- 開設主体は、**地方公共団体**が**51%**、**農業者**が**34%**を占めています。

〈 開設主体・開設方法ごとの市民農園数 〉

	特定農地 貸付法	都市農地 貸借法	市民農園整 備促進法	計
地方公共 団体	1,021	—	117	1,138 (51%)
農業協同 組合	183	—	11	194 (9%)
農業者	665	—	109	774 (34%)
企業・ NPO等	81	54	5	140 (6%)
計	1,950 (87%)	54 (2%)	242 (11%)	2,246 (100%)

資料：関東農政局農村計画課調べ（令和4年3月末現在）

注1：特定農地貸付法、都市農地貸借法及び市民農園整備促進法の手続きに基づき開設した市民農園数。

注2：「農業者」は所有する農地での開設者及び農園利用方式での開設者、「企業、NPO等」は借りた農地での開設者（地方公共団体及び農業協同組合をく。）

注3：平成17年の特定農地貸付法の改正により、一定の要件のもとで地方公共団体及び農業協同組合以外の者でも開設可能となった（平成17年9月1日施行）。

日帰り型市民農園



〔 埼玉県 鴻巣市
こうのとり四季菜ファーム 〕

近くには農産物直売所や地域食材供給施設も存在し、農家との交流を通じて、地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子供やお年寄りまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。

滞在型市民農園



〔 長野県 松本市
大原クラインガルテン 〕

体験農園でのゆっくりした時間の中で雄大な自然とのふれあいと心の交流が生まれ、自分らしさを再発見できます。

地元の農業アドバイザーがやさしく指導しますので、農業体験のない方でも大丈夫です。

3. 都市農地貸借法を活用した市民農園開設事例

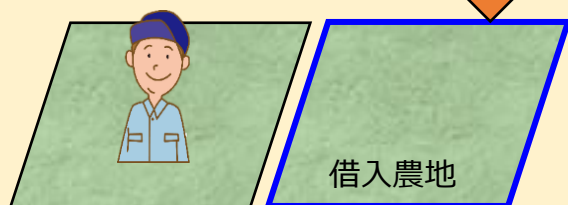
- 平成30年9月に都市農地（生産緑地）を借りやすくするための措置を講じた「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）」が施行されました。
- 都市農地貸借法の活用方法と、実際に活用して市民農園を開設した事例を紹介します。

都市農地貸借法の活用方法

農業経営の規模拡大

～規模拡大 事例～

イガさんの畑
五十嵐 透 氏



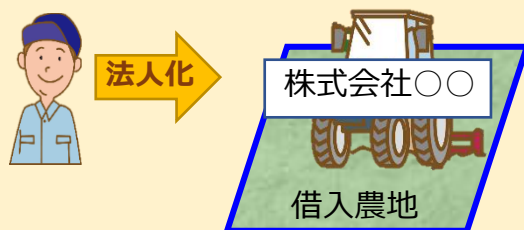
隣接する農地を借り、経営を効率化

新規就農



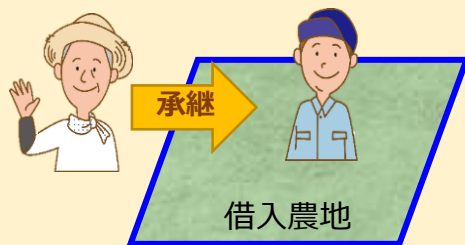
農地を借りて新規就農

法人化



立ち上げた法人に賃借権を設定し、法人化

事業承継



後継者に賃借権を設定し、事業承継

グループで取組



代表者が農地を借り、グループで野菜を生産し、直売（農業経営は代表者が主宰）

学童農園の開設

～体験農園 事例～ J A 世田谷目黒



幼稚園が農地を借り、園児が農作業を体験

【J A世田谷目黒】（東京都世田谷区・目黒区）

J A が貸借への不安を解消し、都市農地を保全



取組を教えてください

一つ目は、農協自らが組合員の農地を借り入れ、企業の従業員やその家族などがレクリエーションを目的に農作業を体験する体験農園を開設しています。二つ目の取組は、農地所有者の代理として農協が企業と貸借の交渉を行う代行事業を実施しています。

農地はどのように見つけましたか

組合員が急遽入院してしまった場合に、営農支援事業として、農協が除草や耕起などの簡易な農作業を行い、農地の保全管理を行ってきました。しかし、長期の入院が必要になった場合や退院後の体調回復が長引いた場合など、年単位での管理が必要となった場合には、営農支援事業では十分な対応ができず、課題となっていました。

組合員である農地所有者からは、農地を貸す相手が農協であれば、安心して貸し出すことができるという声を頂いています。

近隣の農地を借りて農業体験農園を拡大



取組を教えてください

平成11年に農業体験農園「イガさんの畑」を開園しました。農業体験農園では、利用者が30㎡の区画を利用して、年間20種類ほどの野菜を栽培し、播種・苗植えから収穫までの一連の農作業を体験しています。

農地はどのように見つけましたか

練馬区農業委員会の職員からその所有者に対して、都市農地貸借法の仕組みを丁寧に説明していただきました。平成30年12月に区より事業計画の認定を受け、翌年2月に農地を借り受けることができました。

全国都市農業 フェスティバル

2023 **11.19** 日 東京都立光が丘公園



©2011 練馬区ねり丸

【主催】全国都市農業フェスティバル実行委員会・練馬区

推し
ねり
丸
2023
ま

全国都市農業フェスティバルを開催!

世界都市農業サミットの成功をもとに、都市農業に積極的に取り組む自治体や農業者とともに、都市農業の魅力を広く発信し、更なる都市農業振興を図るため、全国都市農業フェスティバルを開催します♪

買う

練馬産の採れたて野菜や果物に加えて江戸東京野菜や京野菜など、珍しい全国各地の農産物を販売します!

※例年JA東京あおばが実施している農業祭と共同開催



食べる

体験する

練馬産だけでなく、全国の野菜や果物を使った料理を販売するキッチンカーが一同に集結します! 農業者が講師になるワークショップなど都市農業の魅力に触れることができ、親子揃って楽しめる体験コーナーを設けます。

話す

学ぶ

全国で活躍する都市農業者が、都市農業の魅力や各地域ならではの「推し」農産物などを熱く語ります!

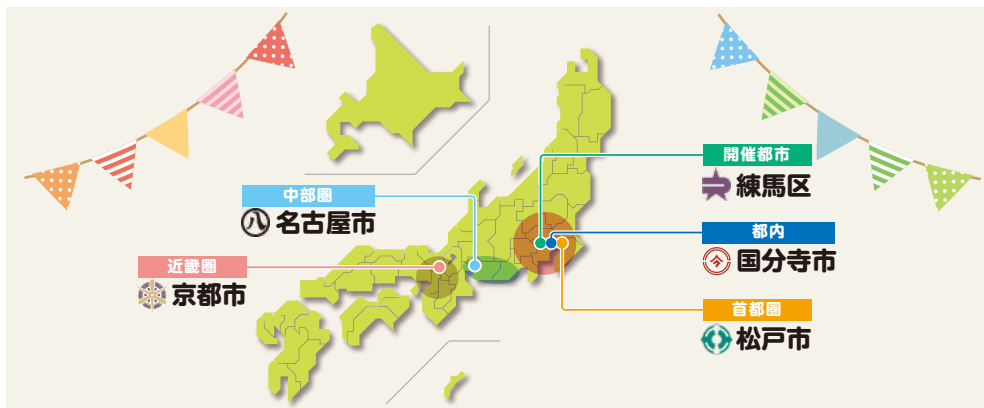
また、全国の都市農業に取り組む自治体や農業者等を紹介するパネルを展示します。



※これから、練馬区ホームページや実行委員会SNSで情報を発信していきます。
ぜひチェックしてください♪

参加都市のご紹介

フェスティバルでは都市農業に積極的に取り組む自治体のうち、東京都内および三大都市圏から1都市ずつ、計4都市が共に盛り上げてくれます。更に、生産緑地を持つ全国の自治体に、農産物の販売など幅広い方法で参加を募ります！



【中部圏】名古屋市（愛知県）



◎直売所や朝市・青空市、スーパーマーケットや飲食店を巡るスタンプラリーの開催、JAが移動販売車で「なごやさい」を販売するなど、地産地消を推進

【都内】国分寺市



◎「こくベジ（地場産農畜産物の愛称）」およびこくベジ使用飲食店をPRすることで市内消費促進と地域活性化を目指す「こくベジプロジェクト」を展開

【近畿圏】京都市（京都府）



◎伝統野菜（賀茂なす、みず菜等）や新京野菜（京北子宝いも、京の黄真珠等）の販売促進
◎市内生産者や直売所の情報をインターネットで発信するなど地産地消を推進

【首都圏】松戸市（千葉県）

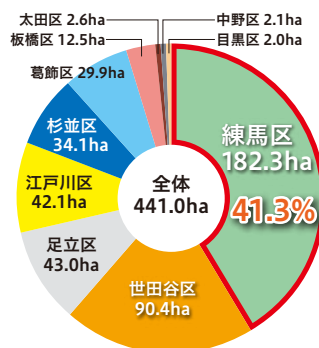


◎「矢切ねぎ」や「あじさいねぎ」、「まつどの梨」など、農産物のブランド化を推進
◎令和元年にねぎの魅力を全国に発信する「全国ねぎサミット2019inまつど」を開催

生きた“農”と共存・発信するまち練馬

練馬区には多くの農地が残されています。東京23区の中で最も多く、23区にある農地の**約4割**が練馬区にあります。

練馬の農業は、大都市にありながらも、豊富な生産力を誇るとともに、都市における生活の質をより豊かにする農のあり方を常に発信し続けています。まさに**“生きた農業”**なのです。



出典：東京都農業会議「令和3年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック」

【世界都市農業サミット】

令和元年度に開催。練馬区にニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントから農業者、研究者等を招き、国際会議と関連イベントを実施し、都市農業の魅力と可能性を「サミット宣言」として参加都市とともに取りまとめ、発表しました。



フェスティバルを盛り上げる様々な企画も予定しています。

これから、練馬区ホームページや実行委員会SNSで情報を発信していきます。

ぜひチェックしてください♪



おいしくて、たのしいイベントが
もりだくさんねり♪

ホームページ



twitter



instagram

